

平成 25 年 02 月 14 日総務委員会での会議録

○上西委員 日本維新の会、上西小百合です。

二カ月前に多くの皆様方の御支援で初めて国会に議席をいただき、今日初めて新藤総務大臣を初め政府委員の皆様方に質問の機会を得ました。国民の皆様が目線に立って、国民の皆様方の負託にお応えできますよう一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

先ほど趣旨説明を受けました地方交付税法及び特別会計に関する法律案について、質問させていただきます。

まず、このたびの改正案では、民主党政権時代、特例公債法案、赤字国債特例法案の成立との引きかえに解散を迫った自民党と政権与党民主党との政局によって、各道府県は、本来九月に交付されるべき交付金が三分割されてしまい、緊急避難的にさまざまな苦慮をしたことで発生した金利約五千万円の財政措置が講じられています。

永田町の政局で国民の血税がこのような形で使われなければならないのは、国民目線からすれば到底納得いくものではありません。そのあたりの事情に関して、大臣の所見をお聞かせください。

○新藤国務大臣 上西小百合議員の質問にお答えしたいと思います。

初当選されて、頑張ってくださいと思いますし、フレッシュな感覚でいろいろな御提案をいただけるんじゃないかと期待をしたいというふうに思います。

その上で、今の御質問は、非常に、これはあってはならないことであつたのだと本当は思っています。

そして、国会において特例公債法案が成立しない状態が続いたということでありまして、結果として地方の財政がうまく回らなくなった。したがって、我々国が地方交付税で執行抑制をかけた分を都道府県がみずからそれぞれ調達した団体があるということでもありますから、それに伴って生じた負担については、国が今回交付税を加算いたしまして、全額措置をしたということでもあります。

それは、銀行から借入れをしたり、みずからの県が基金で持っていたものを取り崩したり、そういう部分については全て国の方で、もとに戻せるように、負担のないような形で交付税でもって措置をするということでもあります。

しかし、こういった運用は望ましいものではありませんから、今後こうしたことがないように、我々も注意をして政権を運営していかなくてはならない、こういうことだと思います。

○上西委員 ありがとうございます。

私は、国民目線から考えますと、道府県が窮することが明らかであつたにもかかわらず、なかなか解決しなかったこと自体、やはり納得がいきませんし、こうした形で本来必要がなかった予算組みをしなければならなかった、こういった現状には本当に矛盾を感じています。しかし、実際こうなった以上は、新たに道府県民の皆様にも不利益がこれ以上あつて

はならないとも考えます。

実際、九月分の普通交付税が九月、十月、十一月の三分割にされてしまったわけですが、各道府県は、先ほど大臣がおっしゃいましたように、新たな一時借り上げ、そしてさまざまな基金の取り崩し、それらを行ったと思うのですが、四十六道府県の実際の対応状況を詳しく教えていただけますでしょうか。

○佐藤政府参考人 御指摘の、道府県の九月交付分を三分割して交付したことに伴って、十月一日から十一月一日までの間で資金繰りのために一時借入れを行った団体は二十四道府県でありまして、その金額は三千七百四十万円となっております。また、基金等の繰りかえ運用を行った団体数は十二県でありまして、その金額は一千百七十九万円となっております。

○上西委員 新たな一時借り上げなんですけれども、これは指定金融機関から行われたんでしょうか。

○佐藤政府参考人 一時借入れですが、これは民間の金融機関からの借入れというのがほとんどだと思います。その中で指定金融機関というのが比較的多いのではないかと推測いたしますが、そこまで我々は調べているわけではございません。

○上西委員 金融機関から借りるということで、当然金利が発生するというのはわかるんですけれども、財政健全化基金など各道府県の基金取り崩しにも金利が発生した例があるのかどうか、そして、実際に各種基金を取り崩した場合、どのような影響が生じるものか、御説明をお願いします。

また、二十四道府県でおのおのどの程度の金利が発生したのか、それも興味があるんですけれども、時間も少ないということですので、一番金利負担の大きかったところと一番少なかったところの額を教えてください。

そして、私は大阪が地元なので、大阪府の状況の御説明をあわせてお願いします。

○佐藤政府参考人 我々、今回財政的な手当てをしようと思っておりますのは、民間の金融機関などから一時借入れを行ったものと、それから、その同一の自治体の中で、別の会計でありますとか基金などからいわば資金を融通してもらって、それを有効活用した、それに係る金利を負担した、この二つの点から措置をしようとしておるわけでございます。

そこで、さきに申しました団体のうちで最も金利負担が多かった団体は北海道でございまして、その額は千三百八十五万円ということになります。

また、大阪府につきましては、十月一日から十一月一日までの間においては、こうした一時借入れや基金からの繰りかえ運用などは実施しておりませんので、金利負担は具体的に生じておりません。

○上西委員 ありがとうございます。

北海道なんですけれども、北海道は、市町村の数が多いから金利が多かったんですか。それとも、単に借入先が金融機関ということで金利が高かったんでしょうか。

そして、金利ゼロの県もあるということなんですけれども、金利が発生していないとい

う県は、財政基盤がそのまましっかりしているというふうに解釈していい性質のものなの  
でしょうか。お聞かせください。

○佐藤政府参考人 北海道につきましては、一つは、団体の財政規模が非常に大きいとい  
うことがあります。それから、財力が比較的低いために、交付税の額が相対的に大きい  
ということもあります。したがって、執行抑制に伴う影響を大きく受けたというふうに考  
えております。

それから、金利負担が生じていない団体は、これは、その団体によって年間の資金の状  
況というのはさまざまありますから、こうした時期において交付税が予定どおり交付さ  
れなくても、その影響は結果的にはなかったという団体かと思います。

○上西委員 ありがとうございます。

次に、震災のことなんですけれども、私は十二歳のときに地元で阪神・淡路大震災を経  
験し、家が倒壊したり、御家族、御親族が亡くなられた友人もあり、自然災害の脅威や、  
復旧復興をするには政治の力が不可欠だということをお子心に感じておりました。

そして、家が潰れ、そこへまた戻ったのでは、またいつの日か被災に遭うかもしれない  
というふうに第三者的には思われても、御本人は、やはり住みなれた場所へ戻りたいと言  
われる方ばかりで、それは怖くないのかなというふうに思っていました。人間はやはり  
住みなれたところを離れたくないのだということも、成長するとともに実感するようにな  
りました。

このたびの東北大震災や、その後の津波、原発事故は、想像を絶する犠牲者、被害者を  
出しましたが、やはり、皆さんの本心は、住んでいた場所に戻りたいものだと思います。

このたびの改正案の津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の増額、  
これを行おうとすることを私は評価し、一日も早い実行を期待していますが、なぜ、津波  
浸水区域の支援策がこの時期までずれ込んだのか、どうして当初から組み込まれなかつた  
か、それが不思議でなりません。そのあたりのいきさつの御説明をお願いいたします。

○新藤国務大臣 これは、今回追加をされるのは、これまで指定されていなかった地域を  
追加したということでありまして、もともとの、津波でもって全壊したような、著しい被  
害の大きかったところは、これは災害危険区域となって指定をされているわけです。そこ  
にはもう住宅としては戻れないと。ですから、その戻れない場所からどこかに移転してい  
ただかなきゃなりませんので、そのための支援措置をしていたということなんです。

しかし、地元の自治体からは、その一皮外にある、住もうと思えば住めるが、しかし危  
険である、ですから、今のお話のように、では移動しようという方もいる。それから、そ  
こは壊れてしまっていますから、もう一回再建しなくてはいけない、しかしそこには支援  
措置がなかったわけでありまして、ここの部分を追加してほしい、こういう御要望があっ  
て、それに伴って、私としては、今回、災害危険区域外の津波浸水区域、こういうものを  
設定して、そこに支援を拡充しようということをお願いしているわけなんです。

そして、そのときに、先ほどもお話ありましたが、宅地のかさ上げについても、これは

従来であれば、区画整理であるとかいわゆる公共事業として集団で事業をやった場合には支援措置があるんですけども、個別住宅にはございませんでしたから、こういった地域の実情を踏まえて、これも措置を追加しようじゃないかということにしたということであります。

ですので、今回の積算をして、対象の区域が一刻も早くこうした制度を活用していただいて、住宅再建が進むことを期待しております。

○上西委員 ありがとうございます。

先ほども申しましたが、人間には、動物と一緒に、帰巢本能が少なからずあると思います。一日も早く、仮設住宅での生活や他県での避難生活にピリオドが打てるように祈っておりますので、御尽力のほどをよろしくお願いします。

今回の震災ですが、要するに、軒数もエリアも莫大ですから、予算には限界があるものだと思いますが、土地区画整理事業の対象か否かによって金額に差があることや、一軒当たりの支援額が実情にそぐわないと思われるのですが、その積算根拠を御答弁願います。

また、もともと災害危険区域に指定された方の所有地には家も建てられず、買い上げが市町村でされるとはいえ、非常に取得時よりも低い価格が相場になってしまっていると聞いています。そのあたりの御説明をお願いいたします。

○佐藤政府参考人 震災復興特別交付税の増額に必要な額の積算についてでございますが、津波により全壊した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならない住宅、これを我々、四万七百三十八棟と見込んでおります。これに一棟当たりの単価を乗じて積算をいたしております。

具体的には、自力で宅地のかさ上げを行うことが必要かどうかということで単価を区分してございまして、土地区画整理事業等の対象とならない住宅、これは三万二千百八十四棟と見ておりますが、これについては、自力でかさ上げをする必要がありますので、その宅地のかさ上げ経費と、それから住宅建築に係る利子相当額、移転経費を見込んで、一棟当たり二百八十二万円の単価といたしました。

一方、土地区画整理事業等の対象となる住宅、これは八千五百五十四棟を見込んでおりますが、これは、御自分でかさ上げする必要はありませんので、その分を引いて、住宅建築に係る利子相当額と移転経費を積算し、一棟当たり百六十三万円の単価としたところでございます。

このように、単価によって、単価差と申しますか、違いがありますのは、自力でかさ上げが必要かどうかということによるものでございまして、これは合理的な差ではないかというふうに考えております。

今申し上げました単価と棟数を積算いたしますと、トータルとして一千四十七億円を所要額として計上したものでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

先日なんですけれども、私も福島原発の視察に行っていました。それでそのとき

に感じたことなんですけれども、やはり古くから頑張っていた中小零細企業者が、その方たちが、住宅の手当てだけでも大変なのに店舗の方にまで手が回らない、そういった状況では生活ができないというふうに悩んでいらっしゃるのが現実です。

今現在、いわゆるグループ補助金制度など、そういった制度、復興支援などが行われていますが、これに関しまして、今回の補正予算、復興支援制度、いろいろ行われていますが、今回の補正予算によって住宅再建や復興のまちづくりが進んでほしいと考えていますし、進まなければいけないと思っています。

大臣にお聞かせいただきたいんですけれども、各自治体は今回のこのような支援策の措置を歓迎していると思われませんか、それとも、まだまだ足りないとの評価をしていると思えますか。お聞かせいただければ幸いです。

○北側委員長 総務大臣、簡潔にお願いします。

○新藤国務大臣 これは、歓迎するとかいうことではなくて、必要が生じて要請をいただき、我々もそれに対応したということであります。

今、被災地の復興というのは、黄川田総務前副大臣、本当に御苦労いただいて、また、大変な悲しみの中にあるわけでありましてけれども、被災地の皆さんが思っていること、それは、とにかく一刻も早く将来の姿を見たいということだと思います。時間はかかるんです。しかし、自分たちの目的地がどこにあるのかということをはっきりとした上で、一つ一つやっていかなくてはならないことだと思います。

現実には、今、制度であるとか予算以前に、仕事を早く執行しなくてはならないんです。工事を発注しても不調に終わってしまったり、それから、仕事が進まず繰り越しになってしまったりしています。ですから、我々は、これは今ここで措置したことだけではないんです。トータルとして最終を見据えて、今準備できることはどんどんやっていながら、これは適宜、地元で進めていっていただく。そのときに、まだ改善点があれば、それは幾らでも我々でできることはお手伝いしなくてはいけない、こういうことだと思いますから、今回の私どもの措置が復興の推進の一助になることを願っておりますし、そのようになると思っています。

○上西委員 ありがとうございます。各自治体が納得できるように、さらなる御精進をお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。